

経済産業省における 中小企業等支援施策について

令和3年9月15日
関東経済産業局

目次

1. ものづくり補助金 (P2～)

2. IT導入補助金 (P16～)

3. 小規模事業者持続化補助金 (P26～)

4. 事業再構築補助金 (P30～)

1. ものづくり補助金

中小企業生産性革命推進事業

(参考) 令和元年度補正資料
ものづくり補助金説明用

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
商務・サービスG サービス政策課 03-3501-3922

令和元年度補正予算額 **3,600億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率1/2）
中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・J Grantsによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

【取組事例】 ものづくり補助金

取組例 1

金属製品製造業

資本金6,000万円

- ・これまで外注していた航空機用部品の塗装工程が、コロナの影響を受けて計画通りの生産が困難となった。
- ・このため、自ら塗装設備と技術を導入し、塗装の内製化を図ることによって一貫生産体制を構築する。

取組例 2

食料品製造業

資本金1,000万円

- ・全国宅配用の家庭向け冷凍野菜供給に対応するため、チャック機能付き包装設備を導入。
- ・包装能力を拡充するとともに少量・小分け・訴求力の高い商品を開発にも取り組み、新たな供給体制を構築する。

取組例 3

機械器具製造業

資本金2,000万円

- ・無人操作が可能な大型建造機械の需要が拡大。
- ・国内メーカーの世界戦略に合わせ、大型マシニングセンタを導入し、社内の加工ノウハウを活かして大型部品の量産体制を新たに構築する。

取組例 4

建設業

資本金2,000万円

- ・顧客ニーズである「早く、精度良く、安全に」を実現するために、ICTを搭載したグレーダー（整地用建設機械）を導入する。
- ・ICTを搭載することで、測量・施工作業の精度・生産性の向上が図れるほか、災害発生時の初動対応を強化する。

取組例 5

医療業

個人事業主

- ・コロナにより、使用する治療品のサプライチェーンが甚大な被害を受けた。
- ・本事業でCAD/CAMシステムを導入し、デジタル化とIoTの活用によって治療サービス全体の生産性向上を図る。

取組例 6

技術サービス業

資本金1,300万円

- ・今回のコロナ危機など不測の事態に備え、プラント等の保守検査を誰にでも対応できるようにする必要がある。
- ・次世代エネルギー等に用いる新素材等での非破壊検査で、簡単に早く検査をできるサービスを確立する。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R 1 補正予算 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び、試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	1/2 (小規模2/3)
		新特別枠 5次～ 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限1,000万円、補助率2/3 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等		
※個者 ※中小機構 が実施	グローバル展開型	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限を引き上げ。(通常枠)	3,000万円	中小1/2 小規模2/3
新特別枠は R 2 年3次 補正予算	ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助 (例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入 F S 等)	1 億円	大企業1/2 それ以外2/3
R 3 当初予算 (ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業)	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円 /者	中小1/2 小規模2/3
	サプライチェーン効率型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円 /者	中小1/2 小規模2/3
※連携体 ※経産省 が実施				

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、**従業員に表明**していること。

01

事業者全体の**付加価値額**※1
を年率平均**3%以上**増加

02

給与支給総額※2を
年率平均**1.5%以上**増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以
上の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

※ 補助事業実施年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。

申請要件に反する場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

どんな経費が補助できる？

<p>機械装置・システム構築費 ※</p> 	<p>①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。</p>	<p>外注費 ◎</p>	<p>新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費</p> 
<p>運搬費</p>	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> 	<p>専門家経費 ◎</p> 	<p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限。))</p>
<p>技術導入費 ▲</p>	<p>知的財産等の導入に要する経費</p> 	<p>クラウドサービス利用費</p>	<p>クラウドサービスの利用に関する経費</p> 
<p>知的財産権等関連経費 ▲</p>	<p>特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等</p> 	<p>原材料費</p>	<p>試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> 

- ▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1
◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1
※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり
！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

- ※グローバル展開型では、海外旅費も対象
※低感染リスク型ビジネス枠では、広告宣伝・販売促進費も対象

どういう観点で審査される？

審査項目

A

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 事業連携性
- ④ イノベーション性
- ⑤ 感染リスク低減に資する投資であるか（低感染リスク型ビジネス枠）

加点項目

①成長性加点

有効な期間の**経営革新計画**の承認を取得した事業者

②政策加点

- ②-1 創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）
- ②-2 パートナースhip構築宣言を行っている事業者

③災害等加点

有効な期間の**事業継続力強化計画**の認定を取得した事業者

④賃上げ加点等

- ④-1 「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」
- ④-2 「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

過去締切における採択状況（令和元年度補正）

- 当初、採択率は約6割でしたが、3次締切より3割～4割の採択率に推移。
- 直近の6次締切は5割程度の採択率。
- グローバル展開型は、4次締切から採択率が上昇傾向。

● 1次締切（一般型：通常枠のみ）

全国 2287件申請、1429件採択（採択率 62.5%）
管内 801件申請、555件採択（69.3%）

● 2次締切（一般型：通常枠のみ）

全国 5721件申請、3267件採択（採択率 57.1%）
管内 2137件申請、1344件採択（採択率 62.9%）

● 3次締切（一般型：通常枠、特別枠）

全国 6923件申請、2637件採択（採択率 38.1%）
管内 2592件申請、1064件採択（採択率 41.0%）

● 4次締切（一般型：通常枠、特別枠）

全国 10041件申請、3132件採択（採択率 31.2%）
管内 3966件申請、1304件採択（採択率 32.9%）

○ 4次締切（グローバル展開型）

全国 271件申請、46件採択（採択率 17%）
管内 115件申請、21件採択（採択率 18.3%）

● 5次締切（一般型：通常枠、特別枠）

全国 5139件申請、2291件採択（採択率 44.6%）
管内 2143件申請、987件採択（採択率 46.1%）

○ 5次締切（グローバル展開型）

全国 160件申請、46件採択（採択率 28.8%）
管内 82件申請、28件採択（採択率 34.1%）

● 6次締切（一般型：通常枠、特別枠）

全国 4875件申請、2326件採択（採択率 47.7%）
管内 1929件申請、936件採択（採択率 48.5%）

○ 6次締切（グローバル展開型）

全国 105件申請、36件採択（採択率 34.3%）
管内 55件申請、21件採択（採択率 38.2%）

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

- ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助上限：100万円、補助率：3/4）
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）
※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援
- ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3）
※テレワーク対応類型は補助上限150万円
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

新型コロナウイルス対応の「低感染リスク型ビジネス枠」 (一般型のみ)

「低感染リスク型ビジネス枠」のメリット

01

補助率が
1 / 2 → 2 / 3

低感染リスク型ビジネス枠
で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

02

広告宣伝・販売促進費
を補助対象に

「低感染リスク型ビジネス枠」の申請要件

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をすること

物理的な対人接触を減じることに資
する革新的な製品・サービスの開発

例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等

物理的な対人接触を減じる製品・
システムを導入した生産プロセス・
サービス提供方法の改善

例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等

ポストコロナに対応するビジネスモ
デルの抜本的な転換に係る設備・シ
ステム投資

キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器の購入は、原則として、補助対象経費になりません。

グローバル展開型

「グローバル展開型」の特徴

01

補助金の上限額が
3,000万円

下限額は1,000万円

海外旅費を補助対象に

02

海外展開の手法により、
4類型で対応

事業の特性から、
最も適した類型を選択可能

03

実施期間は
12か月以内

グローバル展開の特性から
一般型よりも長い事業実施期間を設定

4つの「類型」

海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援

01

海外直接投資型

グローバルな製品・サービスの
開発・提供体制を構築する!

02

海外市場開拓型

海外顧客に対して、
市場を開拓する!

03

インバウンド
市場開拓型

訪日外国人観光客に対して、
市場を開拓する!

04

海外事業者との
共同事業型

外国法人と共同研究、
共同事業開発に伴う
設備投資を行う!

ビジネスモデル構築型（2次公募要領 抜粋）

【事業目的】

中小企業によるイノベーション創出を後押しするためには、従来のものづくり・商業・サービス補助金のような事業計画の実行支援のみならず、その事業計画自体に斬新なアイデア、革新的なビジネスモデルが含まれていることが必要です。

本事業により、民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築します。

（参考）ものづくり補助金の他の類型との関係性

ビジネスモデル構築型

- 革新的な事業計画策定のための支援プログラムに対する補助（事業創造プロセス）
- 複数の中小企業を束ねて支援する「面」の支援



一般型・グローバル展開型

- 革新的な事業計画実行のための設備投資等に対する補助（事業実行プロセス）
- 中小企業個社に対する「点」の支援

相乗効果によって、中小企業の付加価値向上を実現

【事業内容】

中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助します。条件は以下のとおりです。

2次公募から補助率が追加！

- 補助上限 1億円（下限 100万円）
- 補助率
 - ・大企業※1の場合 1/2
 - ・それ以外の法人 2/3
- 事業期間 交付決定日から10ヶ月以内
- 補助要件

- ・中小企業※2 30者以上※3 に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラム※4 を開発・提供すること。

- ①付加価値額 + 3%以上/年
- ②給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ③事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

- ・補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行※5 できるプログラム内容であること。

※1 本事業における大企業の定義については別紙「よくあるご質問」を参照ください。なお、みなし大企業及び応募申請時点で確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、大企業として扱います。

※2 本事業の対象とする中小企業は、日本国内に本社を有する中小企業者（「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者）に限ります。

※3 本事業申請時点で中小企業30者以上が確定している必要はありません。事業開始後に募集可能です。ただし、補助事業終了時点で、実際に事業計画の策定に至った中小企業数が30者に達しない場合は、補助金を全額受けられない場合がございますので、ご注意ください。

※4 成果物となる事業計画書の分量・様式は自由で、フレームワーク等を用いることも可能です。なお、補助金の申請書作成代行・ノウハウ提供を主たる目的とした事業は対象外です。

※5 中小企業が策定した事業計画の実行に繋げることが目的であり、ものづくり補助金・一般型や他の生産性革命推進事業（IT導入補助金等）を活用することに限りません。補助事業者には、補助事業終了後1年時点で事業成果の報告を求めます。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度予算案額 **10.4億円（10.1億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 企業間連携型

（補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内）

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

(2) サプライチェーン効率化型

（補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内）

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

- ※ 幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
- ※ 企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例（イメージ）>

- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- ・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

参考URL・お問い合わせ先

- ものづくり補助金総合サイト（一般型、グローバル展開型、ビジネスモデル構築型）

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

- グットプラクティス集 2020-2021

https://www.monodukuri-hojo.jp/info_detail.aspx?id=24

- 令和3年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金事務局

<https://www.nttdata-strategy.com/r3tousyo-monohojo/>

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/list.php>

お問い合わせ先

- 関東経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

Tel : 048-600-0236

- ものづくり補助金事務局サポートセンター

Tel : 050-8880-4053

Mail : monohojo@pasona.co.jp（公募要領に関する事項）

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp（電子申請システムの操作に関する事項）

2. IT導入補助金

中小企業生産性革命推進事業 (参考) 令和元年度補正資料

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
商務・サービスG サービス政策課 03-3501-3922

令和元年度補正予算額 3,600億円

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～50万円、補助率：2/3）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円、補助率1/2）

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグランツによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

「IT導入補助金」の概要

- 中小企業が業務効率化やDXに向けて行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金（導入サポート費用も対象）。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料（1年間分）等を含む。

※ハードウェアの導入にかかる費用は原則対象外だが、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者向けに、R2補正より「特別枠」を創設し、「特別枠」内において特例的にハードウェアのレンタル費用が補助対象。

3. 補助額、補助率等

	通常枠		新特別枠	
類型	A類型	B類型	C類型	D類型
補助額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円	30万円～ 450万円	30万円～ 150万円
補助率	1 / 2		2 / 3	

「通常枠（A類型・B類型）」に加え、コロナ対策「新特別枠（C・D類型）」を創設

- IT導入補助金2021では、通常枠（A類型、B類型）に加えて、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するために、補助率を引き上げた「低感染リスク型ビジネス枠（新特別枠）」を創設（令和2年度3次補正予算）。

- **新特別枠C類型、D類型で申請するツールは非対面化に資するITツールであり、以下の①～⑦のうち2種類以上を含んでいる必要がある。さらにそれぞれの類型ごとに以下の要件を満たす必要がある。**

①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④会計・財務・経営、⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、⑥業種固有プロセス、⑦汎用・自動化・分析ツール（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの）

【特別枠（C類型：低感染リスク型ビジネス類型）の申請要件】

- ・異なる業務プロセス間（上記①～⑦）での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもの

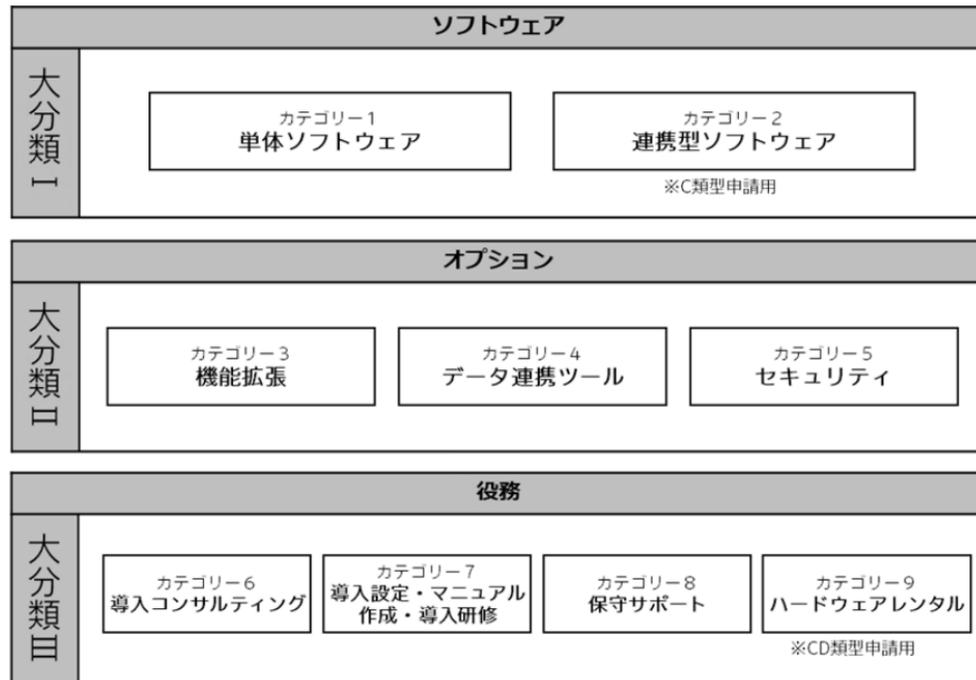
【特別枠（D類型：テレワーク対応類型）の申請要件】

- ・テレワーク環境の構築に資するクラウド対応ツールであること

	通常枠		新特別枠	
類型	A類型	B類型	C類型	D類型
補助額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円	30万円～ 450万円	30万円～ 150万円
補助率	1 / 2		2 / 3	

プロセス要件についてのイメージ

- IT導入補助金2021では、類型ごとにプロセスに関して以下の要件が設けられている。
 - ・A類型においては、P-01～P-06で1以上。（P-07は単独での申請は不可。）
 - ・B類型においては、P-01～P-07で4以上。
 - ・C類型においては、連携型ソフトウェアとして登録されているものかつ、P-01～P07で2以上
 - ・D類型においては、P-01～P-07で2以上。

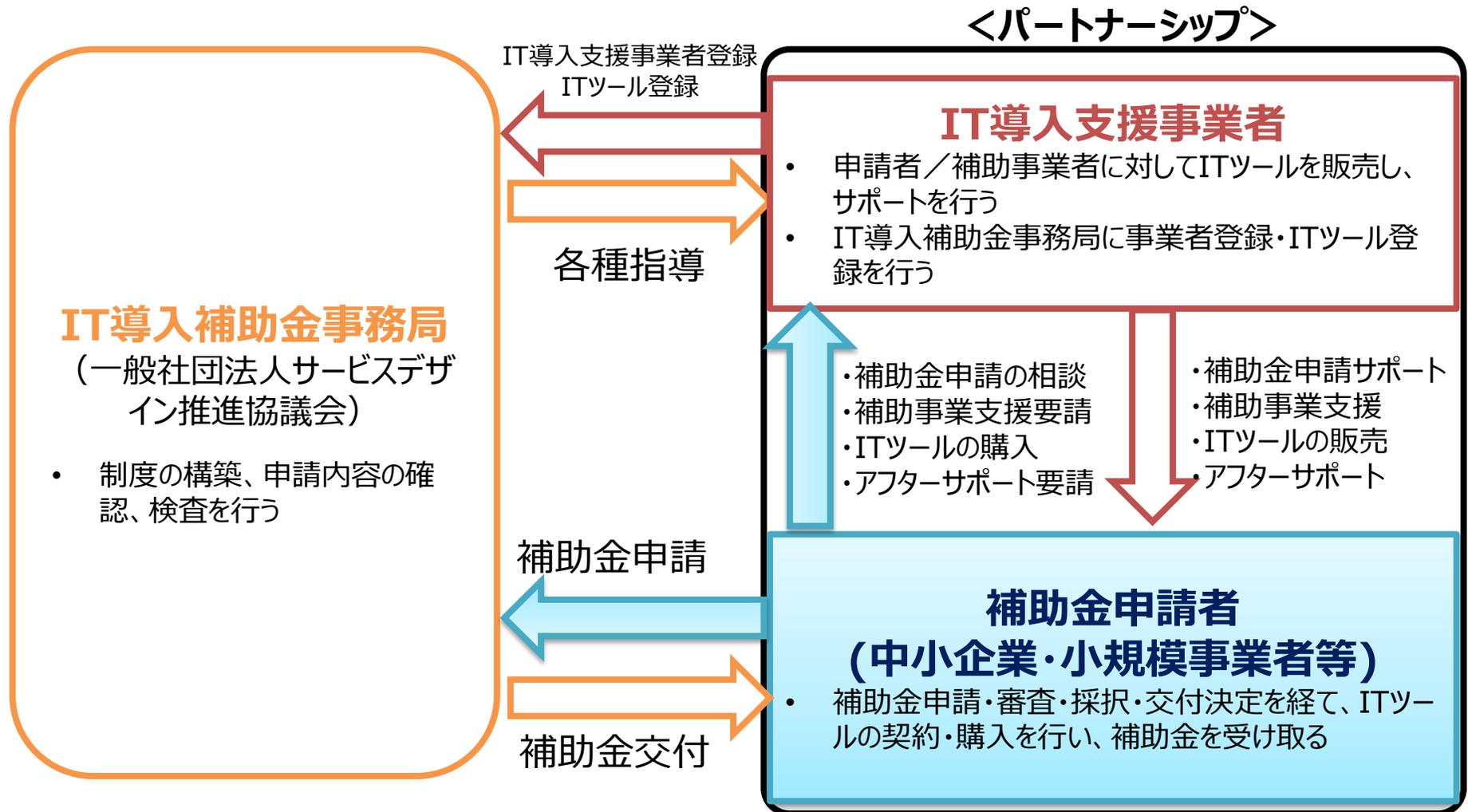


	種別	Pコード	プロセス名
業務 プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理
		共P-03	調達・供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
業務 プロセス	業種特化型 プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
	汎用プロセス	汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)

※「業務プロセス」とは、ソフトウェアが発揮する機能により生産性が向上するプロセスのことを指す。

補助スキーム

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



「IT導入補助金」の審査項目

【参考】審査項目と審査事項（概要）

審査項目		審査事項
事業面	具体的な審査	<ul style="list-style-type: none">①経営課題の理解、経営改善に向けた具体的な問題意識②導入する「ITツール」の導入効果③内部プロセスの高度化、効率化及びデータ連携等による継続的な生産性向上と事業の成長④新型コロナウイルス感染症の影響とその対策（新特別枠）
	計画目標値の審査	・労働生産性の向上率
政策面	加点項目の審査	<ul style="list-style-type: none">①生産性の向上及び働き方改革を視野に入れた国の推進する関連事業に取り組んでいるか②国が推進する「クラウド導入」 ※D 類型では必須要件のため加点しない③インボイス制度の導入④賃上げ目標（必須要件の場合は加点しない）

「IT導入補助金」の審査項目

【参考】賃上げ目標の加点について

	通常枠		新特別枠	
類型	A類型	B類型	C類型	D類型
補助額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円	30万円～ 450万円	30万円～ 150万円
補助率	1 / 2		2 / 3	

【参考】

賃上げ 目標の 取り扱い	加点	必須	加点 (C-1類型) 必須 (C-2類型)	加点
--------------------	----	----	--------------------------	----

【賃上げ目標】

- ・事業計画期間において、**給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること**
- ・事業計画期間において、**事業場内最低賃金**（事業場内で最も低い賃金）を**地域別最低賃金 + 30円以上の水準にすること**

ITツールの導入／活用事例

小売・卸

- ・HPのデザインや機能を抜本的に改善。これにより、新規顧客の来店が増加。
- ・最盛期である7月、8月の売上が前年比1.5倍、WEBでの検索ヒット数が3倍程度となるなど、生産性向上を実現。

導入したITツール

- ・主な機能：WEBサイトへの集客



医療業

- ・予約、顧客/財務管理の一括管理、自動入力による効率化を実現（1患者当たり1分削減）。
- ・入力ミス解消により、訂正に係る作業時間を削減（1件10分程度）。

導入したITツール

- ・主な機能：予約、顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理

(イメージ：カルテ画面)



建設業

- ・3次元パース（画像）での施主へのわかりやすい提案や顧客情報管理によるサービスの向上を実現。
- ・企画設計についても、これまでの業務比10%以上の効率化を図ることが可能に。

導入したITツール

- ・主な機能：販売・店頭、顧客管理、



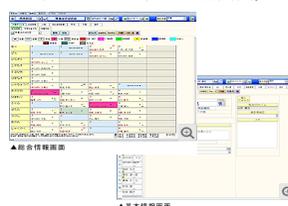
介護業

- ・転記等の2重作業が解消し、請求業務に係る時間が1割に。
- ・作業時間短縮により、新規事業へ注力する余裕が生じるとともに、顧客訪問前の職員とヘルパーとの情報共有も充実。

導入したITツール

- ・主な機能：顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理

(イメージ：請求システム画面)



製造業

- ・2日要していた給与計算と管理帳票の作成が数時間程度の作業となり、大幅な業務効率化。
- ・残業時間の即時把握が可能となり、残業時間削減の意識向上に寄与。

導入したITツール

- ・主な機能：コミュニケーション、人事シフト、原価管理・業務管理、給与



飲食業

- ・原価率の見える化を通じて、仕入れ価格の削減に努める等、経営の体質改善を実現。
- ・Excelで管理していた給与計算を効率化（手書きで半日→1時間）

導入したITツール

- ・主な機能：決済、顧客管理、原価管理・業務管理、財務・会計管理、給与

ITで業務効率化・データ活用をしたい 働き方改革・コロナ対策を進めたい 全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置

低感染 リスク型 ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2/3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金 活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。
『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の見える化を行い、売上が増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。
「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

<IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始：令和3年4月7日（水）

3次締切：令和3年9月30日（木）17:00まで

応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ポータルサイト



※10月以降の締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。
(制度内容、予定は変更する場合がございます。)

3. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金

～通常枠～

<事業概要>

- ・小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組について、費用の **2/3 (上限額50万円)** を補助。
補助率：2 / 3 補助上限額：50万円
補助対象経費：①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④開発費、⑤専門家謝金・旅費 等

<想定される活用例>

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

<公募スケジュール>

- ・6次締切：令和3年10月1日（金）当日消印有効
 - ・7次締切：令和4年 2月4日（金）当日消印有効
- ※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う予定

<お問い合わせ先>

- ・各都道府県商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/iizokuka_rlh/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

- ・日本商工会議所 <https://ri.iizokukahoiokin.info/>

電話番号：03-6747-4602

受付時間：9:30～12:00/13:00～17:30（土日祝日除く）

小規模事業者持続化補助金

～低感染リスク型ビジネス枠～

<事業概要>

・小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組について、費用の **3/4（上限額100万円）** を補助。

補助率：3/4 補助上限額：100万円

補助対象経費：①機械装置費等、②広報費、③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る）、④開発費、⑤専門家謝金、⑥感染防止対策費（業種別がドライン参照）等

感染防止対策費は、補助対象経費の**1/4以内(最大25万円)**の充当が可能。

また、緊急事態宣言発令に伴う**特別措置**を講じる（詳細は次頁）。

<想定される活用例>

・飲食業が、ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

・旅館業が、宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。

※なお、感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は「通常枠」の対象となる。

<公募スケジュール> 令和3年3月31日より公募開始 ※jGrantsによる電子申請のみ受付（郵送不可）

第4回締切：令和3年11月10日（水） 第5回締切：令和4年1月12日（水）

第6回締切：令和4年 3月 9日（水）※締切はいずれも17時

<お問い合わせ先>

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）補助金事務局

ホームページ <https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

コールセンター 電話番号：03-6731-9325 受付時間：9:30□17:30(土日祝日除く)

小規模事業者持続化補助金

～低感染リスク型ビジネス枠～

<緊急事態宣言発令に伴う特別措置>

2021年（令和3年）1月以降に発令された緊急事態措置に伴う影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月（※）のうち、いずれかの月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少している場合

措置① 感染防止対策費を補助金総額の **1/2以内（最大50万円）に引き上げ**

措置② 審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**

※2021年（令和3年）1月以降に発令された緊急事態措置（2021年8月27日現在）

緊急事態措置が実施された月	緊急事態措置が実施された地域
1～3月	栃木県、埼玉県、千葉県、 <u>東京都</u> 、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
4～6月	京都府、大阪府、兵庫県
4～9月	<u>東京都</u>
5～6月	愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県
5～9月	沖縄県
8～9月	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県

※緊急事態措置が途中で解除された地域も含む

4. 事業再構築補助金

1. 最低賃金引上げを踏まえた見直し

第3回からの変更点

(1) 最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、**業況が厳しく** (※1)、**最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上** (※2) の事業者について、**補助率を3/4に引上げ** (通常枠は2/3)、**他の枠に比べて採択率を優遇する**。

(※1) 通常枠の要件に加え、2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年比で30%以上減少

(※2) 2020年10月から2021年6月の間で、3か月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上

(※3) 従業員数規模に応じ、補助上限額最大1,500万円

(2) 通常枠の補助上限額の見直し

最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、**従業員数が51人以上の場合**は、**補助上限を最大8,000万円まで引上げる** (従前は最大6,000万円)。さらに、**従業員数が101人以上の場合**には、**補助上限を最大1億円とする** (「大規模賃金引上げ枠」の創設 (※))。

(※) 事業場内最低賃金及び従業員数の引上げ要件あり

(3) その他の運用の見直し

① 売上高10%減少要件の対象期間を**2020年10月以降から2020年4月以降に拡大**する (※)。

(※) ただし、2020年9月以前を対象月とした場合、**2020年10月以降売上高が5%以上減少**していることを条件とする。

② 売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、**付加価値額の減少でも要件を満たす**こととする。

③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「**過去に製造等した実績がない**」を「**コロナ前に製造等した実績がない**」に改める。

2. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

第3回からの変更点

(1) 売上が減っている

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（P10参照）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（グローバルV字回復枠は5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（同上5.0%）以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう32

3. 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1,485億円が計上されています。
- 現在第3回公募を実施中で、第3回公募を含めてあと3回程度公募する予定です。

通常枠の補助額・補助率

第3回からの変更点 補助率

従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円～4,000万円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）
21～50人	100万円～6,000万円	
51人以上	100万円～8,000万円	

卒業枠・グローバルV字回復枠の補助額・補助率

申請枠	補助対象者	補助額	補助率
卒業枠	中小企業	6,000万円超～1億円	2/3
グローバルV字回復枠	中堅企業	8,000万円～1億円	1/2

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する中小企業向けの特別枠。

グローバルV字回復枠とは

100社限定。売上高が15%以上減少しており、グローバル展開を果たす事業を通じて、付加価値額年率5.0%以上増加を達成することを通じてV字回復を果たす事業者向けの特別枠

【注】「卒業枠（中小企業）」と「グローバルV字回復枠（中堅企業）」については、不採択の場合、それぞれ「通常枠」で再審査されます（「通常枠」の補助額の範囲内）。

4. 予算額、補助額、補助率（大規模賃金引上枠）

第3回からの変更点

- 多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる中小企業等を対象とした「大規模賃金引上枠」を新設し、最大1億円まで支援します。
- 「大規模賃金引上枠」で不採択となったとしても、「通常枠」で再審査します。

大規模賃金引上枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P3参照）を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助対象者	補助金額	補助率
従業員数101人以上の 中小企業・中堅企業	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3（6,000万円超は1/2） 中堅企業：1/2（4,000万円超は1/3）

「大規模賃金引上枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

【注】「大規模賃金引上枠」は、150社限定となります。

5. 予算額、補助額、補助率（最低賃金枠）

第3回からの変更点

- 最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を対象とした「最低賃金枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「最低賃金枠」は、加点措置を行い、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優遇されます。

最低賃金枠の対象となる事業者

【要件】

通常枠の申請要件（P3参照）を満たし、かつ以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること

※売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

- 「最低賃金枠」は、緊急事態宣言特別枠に比べて採択率において優遇されます。
- 「最低賃金枠」に申請されて、不採択となった事業者については、通常枠で再審査いたします。

6. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

中小企業の範囲

製造業その他：	資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業：	資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業：	資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業：	資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

7. 補助対象経費

- 事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資をしていただくこととなります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。

(1) 補助**対象**経費の例

- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、**専門家経費** ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

【注】 一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合は、原則として本事業の支援対象にはなりません。

(2) 補助**対象外**の経費の例

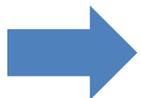
- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

8. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

(1) 事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は、公募要領に掲載されています。事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性、イノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となっています。

(2) 認定経営革新等支援機関とは

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

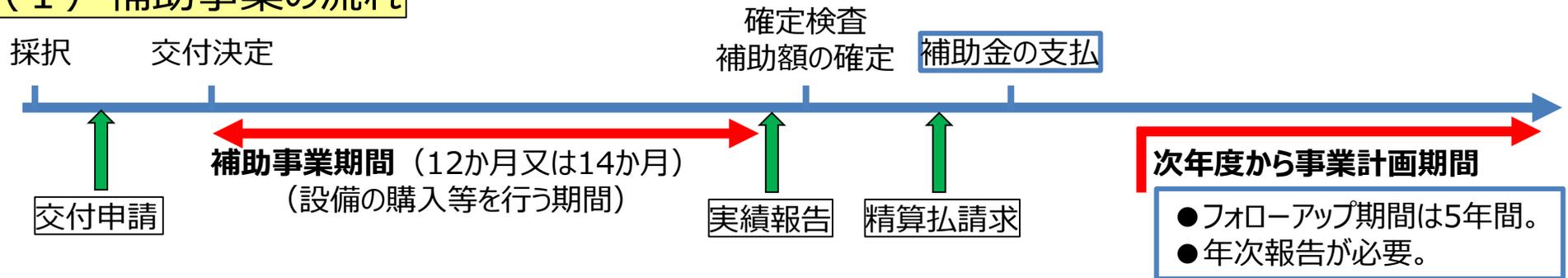


- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

9. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。 概算払制度を設けますが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

(1) 補助事業の流れ



(2) 事業終了後のフォローアップ項目の例

● 事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

- ※ 「大規模賃金引上枠」では、事業計画期間終了時点において、当該枠の要件 (P5参照) を満たせなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。
- ※ 「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。
- ※ 「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、通常枠の補助上限額との差額分の返還を求めます。

● 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

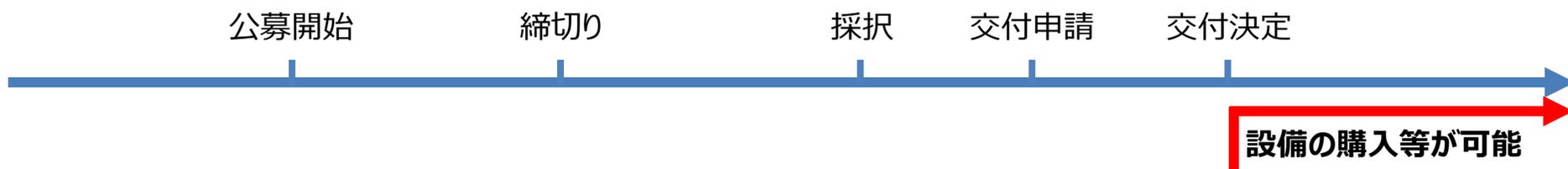
- ※ 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

10. 事前着手承認制度

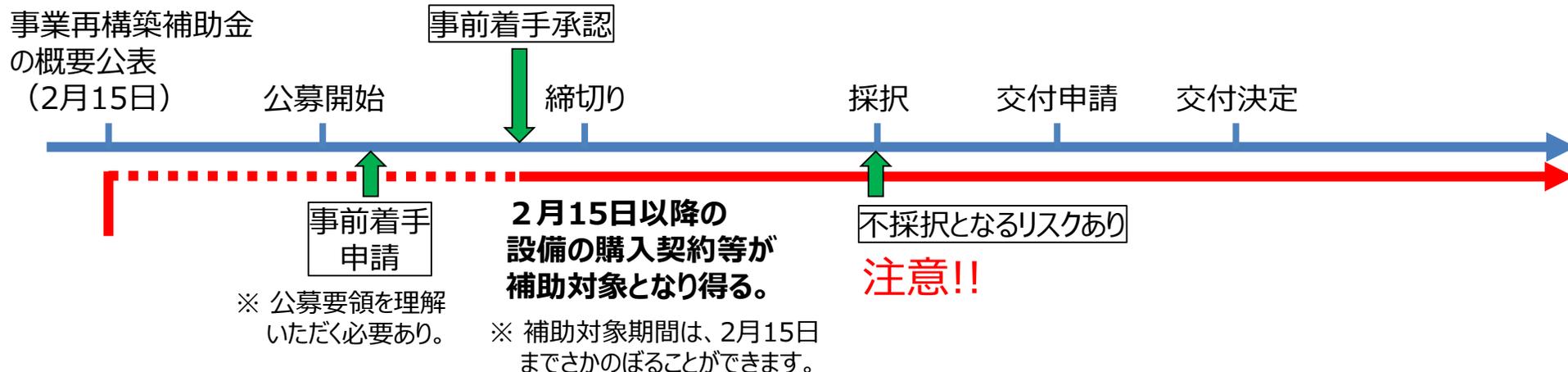
- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

※第1回公募、第2回公募の期間に事前着手承認を受けた方は、再申請は不要です。

(1) 通常の手続の流れ



(2) 事前着手を実施する場合



11. スケジュールと準備

- 第3回公募については、公募開始は7月30日、申請受付開始は8月30日、応募締切は9月21日です。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

申請に向けた準備

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能です。

（詳細は、公募要領をご覧ください。）



● 事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

12. 注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

● 事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター又はサポートセンター（P21参照）にお問い合わせください。

【参考】「GbizID」ヘルプデスク 0570-023-797、「J Grants」経済産業省問合せ窓口 mail : jgrants@meti.go.jp

● 重複案件への注意

他の法人・事業者と同一又は酷似した内容の事業を故意又は重過失により申請した場合、不採択又は交付取り消しとなり、次回以降の公募への申請ができなくなりますので、十分ご注意ください。

● 悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください。

第2回公募の応募と採択結果

- 第2回公募の応募件数は20,800件。このうち申請要件を満たしたものは18,333件。
- 厳正に審査を行った結果、9,336件が採択された。

第2回公募の応募と採択結果

件数（単位：件数）	中小企業			中堅企業			合計
	通常枠	特別枠	卒業枠	通常枠	特別枠	V字枠	
①システムで受け付けた件数 （応募件数）	14,800	5,884	48	59	9	0	20,800
②うち、書類不備等がなく、 申請要件を満たした件数 （申請件数）	13,174	5,071	36	45	7	0	18,333
③採択件数	5,367	3,919	24	21	5	0	9,336

〈参考：お問い合わせ先〉

各施策に関するお問い合わせは、以下の関東経済産業局の担当までご連絡ください。

施策名	担当部署	電話番号
ものづくり補助金	産業技術革新課	048-600-0236
IT導入補助金	デジタル経済課	048-600-0284
小規模事業者持続化補助金	経営支援課	048-600-0428
事業再構築補助金	中小企業課	048-600-0321